

Society with disparity and Poverty among Young workers

— The problem of coping on an unreliable income —

Satoko Tanaka

ABSTRACT

The 1990's constituted a turning point in Japan, this was when many companies cut regular employees for restructuring and to cut labour costs. Japanese companies felt it necessary to implement more performance based pay and promotion systems to remain competitive on the global market. Many companies can cut labour costs by employing a lot of part time workers on irregular payrolls and as a result there are many *working poor*, who, although working very hard, are struggling to survive on such low salaries.

Differences in incomes bring about a social gap between those with money and those without. We can recognise that there is a big difference in the social gap today compared to several years ago.

I have studied the upward trend of the number of *working poor*, that is, the increase in poverty in the in the contemporary society. I have paid particular attention to studying the labour policy and social welfare after the mid 1990's.

Once the young are thrown into unemployment it is difficult to become a regular employee and especially during the depression it is very hard for anyone to find a job. As a result, there are a lot of jobless, part-time workers and NEETS (Not in Education, Employment or Training) living on the poverty line. They cannot make a proper living and live a lonely life of social exclusion.

The national pension system is the cause of a financial crisis today. Many part time workers can't carry medical insurance or unemployment insurance can't have an employees' pension and if they were to lose their jobs they wouldn't be eligible to collect unemployment benefit. We should seriously consider setting a safety net and establishing a national minimum as a standard of living giving our less fortunate citizens more security in their lives.

「若年層の格差と貧困」

— 不安定就労の現状と課題 —

田中 聡子

はじめに

今日ほど貧困問題が可視的に現れている時代はない。1990年以降バブル経済崩壊、構造改革によって格差が拡大し、貧困が深刻化した。構造改革路線が推進されていく中で、貧困問題は構造的に作り出されていくことは予測されていた。しかしながら、最近までマスコミを含めこの問題について批判し、問題視されることがなかった。格差の拡大と貧困の広がりには就業の二極化が大きく影響していると考えている。

本稿ではワーキングプア¹⁾を生み出した労働市場の規制緩和、特に90年代以降の労働者派遣法の改正とその影響について以下の三点に焦点化し考察する。第一に現代の若者貧困層は働いても生活できないワーキングプア（非正規労働者）や失業者、ニート等である。彼らには、不安定な就労という共通の問題がある。不安定就労の動向と現状を分析する。第二に、二極化の一極に不安定な就労形態をとる若者の多くが存在し、生活保護基準以下で生活している。このような不安定な就労の若者が作り出された背景や要因について社会階層アプローチから分析し、現代の特徴を明らかにする。第三に貧困層へ陥るまでに、本来、防貧機能として働かなければならない社会保険や公的扶助のセーフティネット機能と関連付けて今後の課題を考察する。

1. 不安定就労の動向

ワーキングプアにあたる所得²⁾の世帯数は、日本全国で2002年に約650万世帯ほどと推定され、2006年以降、社会問題として採り上げられるようになった。総務省の就業構造基本調査に基づいて試算すると、ワーキングプアの規模は1997年514万世帯（14.4%）、2002年656万世帯（18.7%）と言われている。労働者単位で見ると、民間企業で働く労働者の平均年収は1998年以降減少傾向で推移しており、2006年の平均年収は435万円と9年連続で減少した。年収1000万を越える労働者が微増傾向にある一方で、年収200万円以下の労働者は2006年には1985年以来、21年ぶりに1000万人を突破した。

しかし、政府としてワーキングプアについて、公式な定義があるという認識はなく、新たな定

義づけや統計の作成等も考えていない。福田康夫前内閣総理大臣は「いわゆるワーキングプアについては、その範囲、定義に関してさまざまな議論があり、現在のところ、我が国では確立した概念はないものと承知しております。」「これまでに、いわゆるワーキングプアと指摘された方々は、フリーター等の非正規雇用、母子世帯、生活保護世帯等でございまして、このような方々の状況については、既存の統計等によりましてその把握に努める」と第168回通常国会本会議(2007年10月4日)で答えている。

ワーキングプアの問題は、アメリカなどにおいては、就業していることから失業問題ではない。賃金水準が低く、また技能の向上や職業上の地位の向上の可能性が低いことから労働問題として捉えられている。ワーキングプア増大の背景には1980年代以降の欧米で導入された新自由主義政策の影響が大きいとされ、「働けば働くほど支出が増えて貧しくなる状態」とも言える。

日本では特に、バブル経済崩壊以降、売上が減少する一方で、総人件費は下らず、労働分配率が高止まりする状況の中で、企業は人件費の削減を行った。賃金水準自体の抑制のほか、賃金の高い正規労働者の新規採用抑制、賃金の安いアルバイトやパート、契約社員、派遣社員といった非正規労働者の採用によって、総人件費の抑制を図った。この動きを後押ししたのが、1999年、2004年、2006年の労働者派遣法の改正である。度重なる改正によって労働者派遣に関わる規制が取り払われ、非正規労働者が増大した。しかし、新自由主義的な経済政策を推し進めていた国際通貨基金は「新自由主義的経済政策の推進は理論的にも実践的にも誤りだった³⁾と2005年に認めている。

ワーキングプアの問題は労働市場における正規雇用・非正規雇用による雇用形態の二極化が大きく影響していると考えられる。所得の格差は貧富の格差をもたらす。橋木(2006)は貧富の格差が増す際の二つの側面をあげている。第一に豊かな人の所得がさらに上がり、貧しい人がますます貧しくなるという側面、第二に豊かな人と貧しい人の数が相対的に増加するという側面である。社会の二極化によって大量の低所得・貧困層が増加している。また、その所得の低下が深刻化していると指摘する⁴⁾。非正規雇用は単に所得が少ないだけでなく、雇用保険、医療保険、年金保険などの社会保険から排除され、防貧機能を持ってないことが問題である。一度リストラなどで失業すると収入が途絶え、最下の貧困層へ落層するのである。このように格差は所得の格差だけでなく、貧困問題を拡大、深刻化させると考える。

岩田(2007)は「貧困は貧困だけ終わらない。今日多くの社会問題は豊かさの結果と強調されているが、貧困が様々な社会問題の背景の一つになる」と論じている。病気、自殺、孤独死、火災死、多重債務問題、虐待問題などの背景になっていることを指摘している。親の所得によって、子どもが受ける教育の内容や機会に違いが生じ、親の経済格差が学力格差となり、本人の将来の所得格差につながるように、問題はすべて関連している。そして社会の二極化、固定化が進み、平等が損なわれている。

90年代、多くの企業は、コスト削減に向けてリストラなどで正社員を減らし、パートや派遣、有期契約、請負労働といった非正規労働者を増やすことで人件費総額を削減するという手段をと

り、そのしわ寄せが非正規労働者に集中し、所得格差が拡大した。働いても、働いても生活保護基準以下の所得しか得られない大量のワーキングプアを生み出す構造になった。それを支え推進したのが労働分野の様々な規制緩和政策である。

2. 非正規雇用の拡大—労働者派遣の規制緩和—

雇用契約について、通常は、雇用者と労働者の二面的契約関係となるが、労働者派遣法によって認められた契約では「派遣元（派遣会社＝実際の雇用者）と労働者（派遣労働者）」、「派遣先と労働者」、「派遣元と派遣先」という三面的契約関係となる。また、賃金の流れは、派遣元は労働者を雇用し賃金を支払い、労働者は派遣先の指揮監督を受け労務を提供し、派遣先は派遣元に派遣費用を支払う仕組みとなっている。労働者派遣法が制定される以前は、このような雇用形態を「間接雇用」として職業安定法により禁止していた（労働者の労働契約に関して業として仲介をして利益を得る事の禁止）。

1986年労働者派遣法制定後は派遣可能な業種や職種は、拡大している。当初はコンピュータ（IT＝情報技術）関係職種のように、専門性が強く、かつ一時的に人材が必要となる13の業種⁵⁾に限られていたが、次第に対象範囲が拡大し、1999年の改正により禁止業種⁶⁾以外は派遣が可能になる。

2004年にはさらに大きな改正となった。主な内容は①派遣期間制限の緩和（専門的26業種の派遣期間が、派遣スタッフが望む限り無制限。26業種以外の職種に関しては、最長3年に延長された。ただし、一定期間を超えて就業させる際には、派遣先には直接雇用の申込義務および努力義務が発生する。また、育児・介護休業者の代替で派遣スタッフを受け入れる場合は、復帰するまでの期間は制限なく受け入れが可能になり、月間の就業日数の少ない業務についての期間制限もなくなった）②派遣対象業務の拡大（以前は禁止されていた製造業において、人材派遣が解禁された。また、医療関連に関しては、療養施設やリハビリ施設、老人ホーム等の社会福祉施設等における医療関係業務は解禁、病院・診療所における業務は紹介予定派遣に限って解禁された）③紹介予定派遣での事前面接や事前の履歴書送付の解禁（紹介予定派遣の定義が明確化され、紹介予定派遣＝採用前のトライアル、という性格がはっきりとした）、つまり、対象業務は大幅に緩和され、制限列举方式いわゆる「ネガティブリスト化」から、派遣対象業務を港湾運送、建設、警備以外は原則自由とする「ポジティブ・リスト方式」に変わった。

企業収益が改善しても、競争力を維持したい企業は、非正規労働者でまかなえる業務は非正規労働者でまかなおうとする傾向があり、景気が回復すれば、自然に解消する問題とは言いがたい。

小売業・サービス業においてはもともと非正規労働者の割合が高いが、コンビニエンスストアにみられるように企業間のサービス競争の中で深夜労働など低賃金かつ過酷な勤務も増えてきた。また、正規雇用であっても自発的な離職、あるいは倒産やリストラなどの非自発的離職でいったん失業すると、特別な技能や国家資格などがあるか、即戦力となれるだけの経験・技量がある場

合を除き、定職に就けずに派遣労働者として生活するケースもある。初めから派遣・アルバイト等の経験しかない場合、キャリアとは認められない傾向が強く、正規雇用されることは難しい。正規労働者と同一内容、同一時間の労働を行っても賃金格差は大きい。これが格差社会をもたらした大きな要因である。

働く者が雇用における「上流と下流」「勝ち組と負け組み」という状況に置かれている。雇用におけるこのような格差は賃金格差となり、深刻な貧困問題を生み出す。賃金格差は一方で富める者を生み出すとともに、他方ではいくら働いても自立していけないほどの低賃金労働者や、生活できない水準の収入を得るために病気になるほど長い時間働かなくてはならない長時間労働者の拡大をもたらす。この人達は一度病気などによって失業すれば最下の貧困層へ落層する予備軍であると考えられる。

3. 社会階層アプローチ

2006年のNHKのワーキングプアの報道以降、社会が貧困問題に目を向けるようになった。住居を失ったため、インターネットカフェや漫画喫茶などの店舗のオールナイトパックを利用して寝泊まりしている「ネットカフェ難民」についても関心が集まった。2007年厚生労働省は「住居喪失不安定就労者」の実態調査で、ネットカフェ難民が全国で推計5,400人存在することを明らかにした。推計された約5,400人のうち非正規労働者は約2,700人、正社員は約300人、失業者（仕事を探している）は約1,300人、無業者（仕事を探していない）は約900人であった。また、非正規労働者約2,700人のうち1カ月未満の雇用契約で働く「短期労働者」は約1,700人に上った。収入の不安定な非正規労働者がネットカフェ難民へと陥ってしまうのである。広義のホームレス状態⁷⁾である。

1970年代末から80年代前半、江口英一は「社会階層」という道具を使って、「現代の貧困」の本質を「現代の低所得層」という形で解明した。「低所得層」は「低所得階層」として「層」を形成し、「固定化」されたものである。その発生には資本主義の構造的特質から発生する「相対的過剰人口」—失業の生成、特に「固定した過剰人口」の蓄積を土台にして説明している。上限として規模30人以下程度の未組織の中小企業の「常用労働者」を含む広汎な勤労市民を働く生活困窮者＝working poorの存在を明らかにした⁸⁾。また、貧困の概念についてはPeter Townsendの貧困概念の影響を受けた。

貧困という言葉の定義はRelative Deprivationという概念の視点からのみ、客観的に定義づけられ、かつ一貫して矛盾することなく、使用され得るものである。ここでは貧困は、主観的なものとしてよりは、むしろ客観的なものとして理解されている。個人、家族、諸集団は、その所属する社会で慣習になっている、あるいは少なくとも広く奨励または是正されている集団の食事をとったり、社会的諸活動に参加したり、あるいは生活の必要諸条件や快適

さをもったりするために必要な生活資源 (resources) を欠いている時、全人口のうちでは貧困の状態にあるとされるのである。貧困な人々の生活資源は、平常的な個人や家族が自由にできる生活資源に比べて、きわめて劣っているために、通常社会で当然とみなされている生活様式、慣習、社会活動から事実上締め出されているのである⁹⁾。(Townsend 1979)

江口は「現代の Deprivation」＝「現代の貧困」を最も強く受ける階層＝「低所得階層」すなわち“現代の working poor”を照らした¹⁰⁾。また「低所得階層」の概念をさらに発展させ「不安定就業層」という概念を構成した。これは「所得」を規定している「職業」と相関連(もちろん単純な比例関連ではないが)していると捉え、Income deprivation には Job deprivation が相応した。

「低所得階層」の体現する「低所得」が、それと相関連しているような劣悪な雇用条件、低位な社会的地位、零細所得をもたらすような雇用—職業などが重なりあっている。

このような雇用—職業は、またその就業状態が不規則であったり、短期で臨時的であったり、場合によってはしょっちゅう失業の危機にさらされているような、(中略)いわば下層の「不安定」な職業である¹¹⁾。(江口 1983)

江口の「中野区調査」をはじめとする社会階層論は、1970年代生活保護基準以下の大量の低所得層を発見した。それは資本主義経済の発展から構造的に生まれる「固定した過剰人口」の形成を基礎に展開している。「固定化した過剰人口」が現代の「低所得階層」であるとした。また、経済の生産・拡大再生産と、それに伴う支配と従属の社会関係の生産・拡大再生産を念頭においた上下の序列・順序によって社会階層間の移動と下降の経路を捉えている。公的扶助を受けずには生活できない生活保護世帯が規則的にあらわれてくるような母体的社会階層＝最下の公的扶助の被保護世帯と隣接し、他の社会階層が中間に介在することなく直線的に相互に交流し、入り混じっている階層を発見した。これが、「現代の貧困」の最も強い作用を受けている階層であり、最終的には「低所得階層」と位置づけ、その多面的、長期的、隠蔽的性格を具体的に把握した¹²⁾。

江口は分析方法として国勢調査による「職業小分類別就業人口」と「産業別就業人口」を用いて「社会階層」分類を行い、「階層構成」、「序列」及び「貧困階層」を析出した。そこでは「自営業者層」における「不安定就業階層」と「労働者階級」における「単純労働者」と「下層生産労働者」であった¹³⁾。

不安定就業階層は就業が不規則・不安定であることはもちろんだが、何かの生活上の事故、たとえば家族員の予期しなかった障害とか疾病などが、短期間の間に、公的扶助ないしその他他人の援助なしには自立した生活を実現できないような状態に、一度他の「階層」に「階層移動」することなしに、直接的にその人をその境涯に押しやっていくような、そのような

「不安定」な世帯によって圧倒的になりつつような「階層」である¹⁴⁾。(江口 1983:493)

このように高度経済成長期において、「低所得階層」は労働者階級に多く存在した。経済の発展によって産業構造が変化し、農村からの流入によって生み出されたのである。こうした人々は生活保護層と隣接し、就業の不規則・不安定な低位な生活、そして未組織・分散的存在であった。

江口の調査によって多くの低所得階層の存在が実証されたのだ。しかし、貧困問題は社会の隅に追いやられ、貧困対策は限定化された。ではなぜ、多くの生活保護制度と隣接する低所得階層が存在するにも関わらず、貧困問題は社会福祉の主たる対象ではなくなり、社会の中で潜在化したのだろうか。このことを証明する事由として以下のようなことが考えられる。

第一に、高度経済成長を背景とする社会福祉・社会保障の拡大と一般化である。1962年、社会保障制度審議会の「勧告」（以下、「62年勧告」という）が発表された。それは国民を一般階層、低所得階層、貧困層に区分した。高度経済成長や国民の生活水準の向上等にあわせ、社会保障は、生活困窮者や援護が必要な人々に対する救済対策に加え、一般の人々が疾病にかかり、老齢になることなどから貧困状態になることを防ぐ防貧施策の重要性を強調した。1960年代においては、社会保障の各制度において給付改善や制度の拡充等が行われた。全国民をカバーする医療、年金保険制度が導入され、1961年に「国民皆保険・皆年金」が確立された。

日本の社会保障制度は、それまでの生活保護中心の時代から、被保険者が自ら保険料を支払うことによって疾病や老齢等のリスクに備える社会保険中心の時代へと移っていくこととなった。

社会保障は救貧から防貧へ発展するといわれる。すなわち、救貧について防貧が社会保障の目標としてあげられるが、防貧のなかでは、低所得階層対策が、それを目標とする社会福祉政策がこの際としては重視されなければならない¹⁵⁾。(社会保障制度審議会 1962)

しかし、江口が指摘するように貧困層、低所得層、一般階層の三者の関係が明確でなく、全体の立体的な構造が欠けている。従って「62年勧告」以降の防貧施策とは、所得保障中心の貧困層対策から福祉ニーズの多様化による個別化、普遍化、一般化施策に移行した。そもそも貧困や低所得が問題の背景となっているが、社会福祉が対象にするのは、高齢、児童、障害、母子等の問題として扱われるようになった。

第二に、一億総中流の実現である。すなわち終身雇用制に支えられた労働者を対象にした持ち家政策によって耐久消費財を購入した中間層が国民の大多数を占めたことである。しかし、総中流といわれた中間層の中にこそ、低位に移動した層が隠蔽されていたのである。この要因の一つは現在とは、所得再分配機能に異なっているということがある。税制の累進性が高く、所得税の最高税率は1974年には75%、1984年70%であった。また、間接税として消費税に代わる物品税は生活必需品や学習必需品などの課税は控えられているのに、贅沢品には高い課税が課せられるという特徴があった。従って消費税のような逆進性がなく、所得格差を拡大する現代のような作用

が少ない。かくて低所得階層にとどまり生活保護層へ落層するリスクを負いながらも、潜在化した状態で留まっていることができたと考えられる。戦後の急迫した貧困問題が一定収まり、政策的には新たな福祉問題に対応する方向に進んだと考える。

第三は景気の後退期には、公共事業費が拡大され、建設業を中心に雇用の維持・拡大が図られてきたことである。オイルショック以降の経済の低迷に対して、1975年6月第3次景気対策、同年9月第4次景気対策と積極財政がとられた。その中心は公共投資の拡大、執行促進、補正予算による増額である。特に1978年度は13ヶ月税収での予算編成が行なわれ、公共事業費を対前年度比35.1%も増加させるという大型予算が組まれた。この積極財政を支えたものは国債である。1975年11月の補正予算で「国債を建設国債に限る原則」は放棄され、赤字補充特例国債の発行が始まり、かつ大量発行をされるようになった。

その後、特に建設投資はバブル経済崩壊に伴い民間投資が減少に転じた後も政府投資の下支えにより1992年度（84兆円）まで増加を続けた。この多額の建設投資を中心とする公共事業費を背景として、不安定就業層は労働市場に吸収され、社会の中の底辺で、見えない形で長期にわたって潜在化したと考える。政府投資は1993～96年度は80兆円前後を維持していたが、1997年度以降は民間投資の一層の冷え込みと公共事業削減により一貫して減少した¹⁶⁾。

4. 顕在化した格差と貧困

1995年以降、駅や公園で多くのホームレスが見られるようになり、1999年の派遣労働法の改正により多くに非正規雇用の喪失、若者の貧困が問題になり、隠蔽されていた「低所得層」が一機に可視的な問題になった。

この背景には、橋本内閣による「財政再建」がある。橋本内閣は、まず財政制度審議会の答申を受け、1996年12月に、2005年度までに国と地方を合わせた財政赤字をGDPの3%以内したり、赤字国債発行をゼロとするなどの「財政健全化目標について」を閣議決定し、その後、1997年3月の「財政構造改革5原則」、さらに1997年9月の「財政構造改革の推進について」を経て、1997年11月に「財政構造改革の推進に関する特別措置法」（以下、「財政構造改革法」）を成立させた。また、各歳出に対して量的な制約（歳出の上限制）を課し、例えば、公共事業費については、1998年度予算を前年度水準の7%以上削減すること、1999年度、2000年度予算は前年度以下に抑制することなどが事細かに記された。

経済のグローバル化が進行した結果として、世界の市場において、売上・利益が大きい、利益率が高い、競争力が強い企業が、それらの点で劣る企業・事業を買収する事例が進行した。終身雇用制と年功序列賃金制、日本の人件費の高さが足かせとなることが強調され、成果主義と有期雇用政策の導入が企業側から強く求められた。

グローバル化によって、企業の国際競争力保持のためのコスト削減が展開され、国内産業を保護してきた規制の撤廃・緩和がさらに強まった。労働部門の規制緩和は雇用条件や労働条件のあ

り方から、労使関係や労働条件決定システム、それに伴う、労働者の社会保障に至るまで大きく変化させる。

1999年に労働者派遣法の「大規制緩和」があり、これまで技能職などに例外的に認められていた派遣労働が製造業など幅広く認められるようになった。この派遣法は、瞬く間に工場労働者の賃金水準を切り崩していった。派遣法改正以前は期間工が自動車産業の最底辺にいた。しかし、それ以降、派遣労働者をもっとも賃金が低く、雇用が不安定だが、仕事と責任は正社員と同等に負うという最底辺以下の存在になってしまった。

非正規雇用は労働法や労働組合法による集団規制が働きにくく、グローバル化やIT化の影響を強く受ける。有期雇用を雇用調整のために活用することから、コスト削減のために活用することにシフトしている。また、有期雇用に派遣・業務委託などのアウトソーシングの形態が組み合わせられると、労働法による規制はさらに及びにくくなる。労働者派遣法は事業法としての性格をもつために、派遣先はユーザー＝消費者として位置づけられる。派遣元と派遣先での間で締結され、派遣労働者の就業条件を決定づける労働契約は商取引契約としての性格を持つ。結果として、派遣料金の競争が起こる。良質のサービスや正社員並みの労働力を低賃金で提供すれば、それだけ消費者＝派遣先の企業の利益となる。従って、派遣労働者の賃金労働条件は経済状況の影響を直接受け、切り下げられる。

NPO 法人派遣労働ネットワークが行った2004年、2005年のアンケート調査¹⁷⁾においても派遣スタッフの賃金水準は下がり続けている。派遣労働ネットワークが2006年4月にまとめた「派遣スタッフアンケート2006」によると、派遣スタッフの時給は、派遣ネットが調査を開始した1994年の「1704円」から一貫してダウン傾向にあり、今回（2006年）調査では「1327円」にダウンした。首都圏においても2001年の「1585円」から2006年の「1511円」へとダウン傾向が続いている。年収では、2004年の「216万円」から2006年の「226万円」とアップし、底を打ったかに見えるが、労働時間の長時間化の影響と思われる。1ヶ月あたりの平均労働時間（残業含む）は、2004年「140時間」から2006年「153時間」と長くなっている。派遣スタッフが正社員と同等に長時間労働を強いられる傾向はますます進んでいる¹⁸⁾。

正社員雇用の代替として活用され、正社員並みの仕事量をこなしつつも、年収は200万代であり、働いても、働いても、自立できないほどの賃金水準である。雇用の二極化は当然所得格差を拡大させる。さらに、税制改革によって高額所得者に対する所得税率が低下し、累進性が弱まった。1999年の小渕内閣による税制改革では、限界税率表の所得区分を4段階まで縮小し、最高税率を37%まで引下げられた。高額所得者に優遇された税制であり、所得再分配後の格差拡大につながった。こうした格差は全国消費実態調査の推移をみると世帯主の年齢階級毎の所得格差は年齢層ごとの格差は、もともとは格差が小さかった若い層では、拡大し、格差が大きかった高齢

表1 派遣スタッフの平均時給

1994年	1,704
1998年	1,660
2001年全国	1,465
2001年首都圏	1,585
2004年全国	1,430
2004年首都圏	1,564
2006年全国	1,327
2006年首都圏	1,511

出所：「派遣スタッフアンケート2006」
(NPO 法人派遣労働ネットワーク)

者層では、むしろ縮小している¹⁹⁾。若い層における格差拡大は、能力主義的な賃金制度、あるいはニート、フリーターの拡大などが影響していると考えられる。

岩田(2006)は二極化が進む社会＝「砂時計社会」に対する危惧は二つの異なるまなざしがあるとした。一つは崩れていく中流に焦点を合わせ、脆弱性や不安を問題にするもの、もう一つは蓄積される貧困の特徴を明らかにしようとものである。どちらに焦点を合わせるかによって福祉政策の方向が変わる。日本では前者に焦点を合わせている。しかし、日本においても貧困の固定化・長期化が問題となっている。

貧困の長期化や固定化を測定する有効な調査の一つとしてパネル調査がある。パネル調査は調査対象となる特定の人々を決め、長期にわたって繰り返し調査する方法である。全国規模のパネル調査である岩田・濱本の家計調査²⁰⁾において、若者の貧困は全般的には一時的なものが多いという結果である。しかし若者の中でも、中卒・高校中退の教育歴しかない場合、有配偶で夫の就業が不安定な場合は貧困が固定化する傾向が見られた。離職経験があったり、子供の多い有配偶女性も貧困が固定化しやすい。若年世代の格差の拡大は、貧困が固定化している層において際立った所得・資産の低さとして出現している。

1970年代の貧困は、社会の中の労働者階級の貧困層であった。貨幣所得や消費水準の高低としての貧困であり、潜在化した見えない貧困である。この貧困を集中的に体现する社会階層＝貧困層の存在が江口の調査では確認された。

1990年後半以降の現代における「ホームレス」や「アンダークラス」²¹⁾は社会の周縁部で暮らし、福祉国家の諸制度と結びつかないとして、経済・政治・文化のあらゆる面で通常の制度から切り離され、排除された現代の新しい貧困層である。

前者のような近代的貧困は差異や不平等を持った資本主義社会の序列の下位に位置づけられた、価値の低い「生きていく場所」しか確保できなかった人々貧困層である。

後者は社会の中に「生きていく場所」を確保できなかった、社会の外に追いやられた貧困である。その典型がホームレスやネットカフェ難民として登場したのである。

彼らは、所属する企業や地域社会がない。住所がないことによって、社会の成員ですらない排除された層として可視的に現われてきたのであろう。労働市場にも吸収されず、防貧機能を全くもたない低所得階層は隠蔽される場所がもはやなくなったと考える。

5. 若者労働の不安定化と背景

『厚生労働省 平成18年版 労働経済の分析』では若者の働く意識を問題として以下のように述べている。

若年の、失業者の内訳について、最も割合が大きいのは自発的離職による失業であり、その構成比は4割を超えている。学卒無業者の増加もあることから、学卒未就職による失業は

増加しており、全体に占める割合は1割を超えている²²⁾。「その他の者」も高い割合で推移しているが、これには、厳しい雇用環境や若年者自身の意識の変化を背景に、学卒後仕事を持たずに無業者となった後に労働市場に参入してきたり、仕事と無業を繰り返し、断続的に求職活動をする者が増加していることの影響があると考えられる。このような問題を抱える若年層には、その自立を促していくことが課題となっている。

そこで、「進路未定の学卒者には、実務・教育連結型人材育成システム（日本型デュアルシステム）の受講促進、若年者トライアル雇用事業の拡充などが図られており、無業者には『若者自立塾』の創設、フリーターに対しては『フリーター20万人常用雇用化プラン』が策定され、ジョブ・カフェやハローワークによる就職支援の取組みの強化」を課題としている。

若者の働く意識を高めれば自発的失業が減るという見解であるが問題はもっと深刻であると考えられる。また、一方では非自発的失業も2割の構成比を占めている。

熊沢（2006）は若者の離職率の高さに注目し「90年代以降の企業の経営パフォーマンス評価を短期化させたこと」としている²³⁾。「失業者や無職者が多発する原因と離職が増える原因とは、実はそれほど異なるものではない」としている。また、宮本（2008）は失業や無業の間を行き来し、労働市場への参入に困難を抱えている若者とその原因となる複合的な問題を抱える若者層が問題であると指摘している。「無業と失業」「無業とフリーター」を行き来しているのであり、無業・失業・フリーターの壁は低いことを指摘する。今日問題となっている若者の失業問題とニート、フリーターの根底には共通の問題があると考えられる。

失業者は非正規労働者ばかりでなく、正規雇用者の失業率の高さも今日的問題である。もともと若年者は離職する傾向が強く、最近急に離職率が高まったわけではないが、実際の離職の状況についてみると、景気が低迷し就職難であるにもかかわらず、新卒の正社員の離職率は下がらず、特に95年以降高水準で推移している。離職する理由についてみてみると、厚生労働省「雇用動向調査」によれば、34歳以下の離職者に占める、個人的理由で離職する人の割合は高いが、1990年の87.0%から2001年には80.8%へと低下しており、逆に倒産やリストラなどの非自発的な理由による離職は、増加している²⁴⁾。

2000年3月から2001年2月までに転職をした人の転職前と転職後の雇用形態をみると、正社員から正社員へ転職している人の割合は1990年は83.7%であったが、2001年には、13.1%ポイントも低下し、70.6%である。逆に、正社員からアルバイトやパートに移行した人は1990年には16.3%だったが、2001年には29.4%に上昇した²⁵⁾。一度、離職すると再雇用ではパートやアルバイトの非正規雇用になる割合が増えている。

新卒を採用する場合でも、正社員としてではなく、パート・アルバイトとして採用する動きがみられる。厚生労働省『雇用動向調査』によると、新卒入職者に占めるパートタイム労働者の割合は増加傾向にあり、特に19歳以下の新卒入職者に占めるパートタイム労働者の割合は1991年の12.3%から2001年には40.4%と大幅に上昇している²⁶⁾。

近年問題になっているニート・フリーターは、働く意欲の問題ではない。企業の国際競争力重視のためのコスト削減政策の結果、非正規労働者の増加と、そのことによって波及する正規労働者の雇用環境の厳しさ、新規採用数削減の問題、非正規雇用と失業の増加問題などである。雇用政策の規制緩和とグローバル化の推進の結果であると推定する。

そこで以下では1) 正規労働者の中にも不安定な状況にある者が存在することとその原因、2) 非正規雇用の典型であるフリーターとニートの垣根が低く両者は流動的であること、3) 無業者であるニートの類型となぜ無業なのかの理由について玄田(2007)²⁷⁾の調査から考察する。

正規労働者の離職率の高さの背景について考察する。離職の理由について第一に「不本意就職」ということがある。非正規労働者増加することによって正社員新規採用も限定されているので、希望していた企業や職種に就職できない状況なのである。

第二に新卒時に希望した就職をしても、仕事が想像以上に厳しく転職を希望するに至る場合がある。実際、転職を希望する若年者で、その理由として「時間的・肉体的に負担が大きいから」を挙げている者は、2002年に69万6千人いる。また、「失業者」で、前職を労働条件が悪かったため離職した者は2002年で19万5千人である。87年と比べると17万3千人増加している(24.0%増)。これらの者は、厳しい労働環境に耐えかねた結果新たに適職を探し始めた若年者と考えることができ、適職を探す若年者の15.1%に相当する。このような若年者が増加している背景には、長時間労働があると考えられる。若年者の92年と2002年における労働時間を比較すると、男女とも1週間の勤務時間が42時間以下の者の割合が高まっている一方で、60時間以上の者の割合が大きく高まるなど、二極化傾向が起こっている。企業の人事戦略が従来のようにじっくり会社になじませる若手人材養育から即戦力として入社早々から業績アップに直結する働きかたを求めようになったことが関係していると思われる。その結果が長時間労働と厳しい仕事のノルマである。このような事態を熊沢は「強制された自発性」と指摘している。

第三に職場の人間関係がある。数値化することは出来ないが「人材育成より即戦力の成果主義」によって同僚との関係も気の抜けない関係となることを挙げている。正社員新規採用の抑制、不本意就職の増加、有期雇用の非正規労働者の活用は相互補強的であるとしている²⁸⁾。結果的に正職員から離職した若者の多くが非正規雇用労働者となるのである。

次に若年の非正規雇用労働者と全く仕事をしていない無業者について考察する。厚生労働省は若年層の無業者と非正規雇用者を区分し、15歳～34歳の若者(学生と主婦を除く)でパート・アルバイト(派遣等を含む)及び働く意思のある無職の人を「フリーター」、一方15歳～34歳の若者の非労働力(仕事をしていない、また失業者として求職活動をしていない者のうち)主に通学でも、主に家事でもない独身者を「ニート」²⁹⁾と定義した。「ニート」と「フリーター」の違いは、求職の意思の有無である。また、正規雇用以外の若者で上記以外に契約型社員や有期雇用がある。いずれにしても不安定であり、「ニート」「フリーター」「非正規雇用者(有期雇用を含む)」の壁は低く、同じ背景によって作りだされたものと考えている。

日本では、若者の職業意識の変化や、世帯収入の高さによる所得効果によって就職を希望しな

い、あるいは就職しても離職するということが一般的にあるとされている。

これに対して、内閣府の『若年無業者に関する調査（中間報告）』（青少年の就労に関する研究会、2004年 委員長 玄田有史）を基にした分析では複数年（1992年、1997年、2002年）の『就業構造基本調査』の個票データによる無業者の類型化と動向の決定要因を分析している³⁰⁾。表2は世帯所得が300万未満と1000万以上の層を抽出し、無業者の推移を表したものである。その結果として、就業希望を表明しかつ求職活動を行っている「求職型」、就業希望は表明していながら求職活動は行っていない「非求職型」、就職希望を表明していない「非希望型」に類型化できるとしている。求職型は総務省統計局『労働力調査』で調査されている完全失業者に類似した概念である。一方、いわゆる「ニート（通学も仕事もしておらず職業訓練も受けていない人々）」とは、非求職型及び非希望型の無業者として、日本では通常理解されていると思われる。1992年から2002年にかけて完全失業に相当する求職型は倍増したが、同時に非求職型も増加傾向にあった。その一方で、非希望型の総数は安定的に推移している。

どのような若年層が非求職型、非希望型に陥りやすいかは、就業に伴う期待収益率と世帯収入

表2 世間収入別割合

		無業者	求職型	非求職型	非希望型
1992年	300万未満	24.1	23.6	29.1	21.6
	1000万以上	18.3	17.5	15.3	21.5
	構成比	100.0	100.0	100.0	100.0
1997年	300万未満	25.7	25.2	27.0	28.1
	1000万以上	19.4	17.8	17.7	22.9
	構成比	100.0	100.0	100.0	100.0
2002年	300万未満	32.7	31.4	31.8	37.6
	300万～1000万未満	50.5	51.8	52.8	44.0
	不詳	2.7	2.3	2.5	4.0
	1000万以上	14.1	14.5	12.9	14.4
	構成比	100.0	100.0	100.0	100.0

出所：若年無業者に関する調査（中間報告）内閣府 青少年の就労に関する研究会

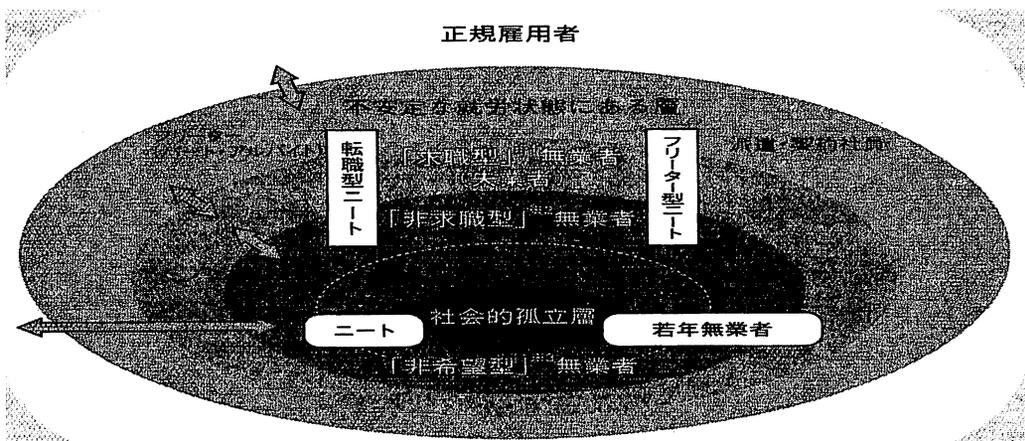
に関する所得効果に関係する。年長者、女性、低学歴者、長期無業者等、就職による期待収益率が低いと考えられる属性を持つ人ほど、就業を断念しやすい非求職型になる。また、年間収入が高い世帯に属する若年無業者ほど非希望型になりやすいという所得効果がある。若年無業者の中で非求職型や非希望型が占める割合が増加している。年収300万未満の求職型無業者は1992年には15.4万人であったが、2002年には40.3万となり、全体の32.7%に達する。非求職型は1992年、7.4万から2002年には13.2万人である。また、求職型、非求職型以上に非希望型は1992年には9.2万人だったが、2002年には16.3万人に達している。これは非希望型無業者全体の37.6%を占める。このように無業に対する所得効果が弱まりつつある。つまり、ニート問題の核心には若年無業が

豊かさの中の選択から貧困の再生産へと移行しつつある。

玄田³¹⁾は「低所得世帯にあって経済的余裕がないにも関わらず就業を希望しない理由について就職活動に対する挫折、希望する就業機会の乏しさ、自らの就業能力に対する自身喪失に加え、病気や怪我を理由に断念するケースが増えている」ことを指摘している。また、非希望型の特徴の一つに最終学歴が高校卒及び、高校中退の低学歴層が高い割合で含まれているとしている。

宮本は「自ら選択したのではない無業者・非正規雇用・失業・ニートの間を行き来している不安定就労者こそ支援の対象とすべきである」と提言する。それを放置すれば、社会的に孤立化する若者の固定化と貧困の固定化が進行する。図1³²⁾において中核に社会的孤立状態の無業者が存在し、外縁に不安定な就労状態にある層が取り巻き、「フリーター」「ニート」を行き来きしている。

図1 無業・不安定就労・安定就労の輪



注1「求職型」：無業者（通学、有配偶者を除く）のうち、就職希望を表明し、求職活動をしている（失業者）

注2「非求職型」：無業者（通学、有配偶者を除く）のうち、就職希望を表明しているが、求職活動はしていない。

注3「非希望型」：無業者（通学、有配偶者を除く）のうち、就職希望を表明していない。

出所：宮本みち子「成人期への移行」政策と若年者支援「福祉政策の理論と検証」（中央法規2008）p.159

6. 若者貧困とセーフティネット

若年層の正規社員の離職率の上昇の要因の一つは、成果主義によるノルマの重圧や長時間のサービス残業である。その背景には人件費圧縮のため、バブル後に始まった非正規雇用の増大がある。非正規雇用者は雇用期間が切れれば失業者である。失業問題、フリーター、ニートの問題の底流には共通の「労働市場の規制緩和」が強く作用している。経済動向に左右された雇用量の調整は、生産システムの調整弁の働きを強めている。低賃金と「いつ解約されるかわからない」不安定な雇用形態という不安定就労者の問題として考えることが必要である（図1）。不安定就労者がワーキングプアとなって生活保護基準周辺に大量に存在していることが若者の貧困問題の要因である。

このような不安定な就労者と江口の調査した1970年代の「不安定就業階層」とでは、社会的、

経済的・政策的背景の違いによってその形成過程と要因は異なっている。高度経済成長と終身雇用制、年功序列賃金制の存在、社宅、社員寮に代表される企業の福利厚生システムや家族機能の維持によって、不安定就業層は社会の中で低所得層として存在した。また、その存在は普遍的な社会福祉の推進の中で、隠蔽され潜在化し、リスクを抱えながらも滞留した状態にあったと考えられた。

一方、現代の不安定就労者は、1990年以降続いた長期不況に対して、アメリカ的な経済社会をモデルとしたグローバリゼーションの流れの中で国際競争力を強化するために、グローバル・スタンダードに沿う形で国内システムを急速に規制緩和し、成果主義を持ち込んだことによって生まれた。1970年代の低所得階層の創出とは、経過と要因が全く異なっている。社会の二極化が急速に進み、富裕層との格差が圧倒的に大きいことが特徴である。そのことによって、現代の低所得階層は、極めて不利な状況に置かれてると言って良いであろう。

時代的に異なる二つの不安定な低所得階層に共通していることは、「他の社会階層がその中間に介在することなくいわば直線的に、公的扶助を受けずには生活できない生活保護世帯が、規則的にあらわれてくるような母体的社会階層—最下の公的扶助の被保護層と隣接し、それと互いに直接交流し、入り交じり合っているような階層」³³⁾の位置にあるということである。また「もし何かある生活上の事故原因が加わると、公的・私的な援助に頼らないと生活できないような状態に、短期に陥るといふ不安定な生活」³⁴⁾も共通していることである。このことは、防貧機能を持たず、社会保障政策から排除された層ということである。

貧困に対するセーフティネットは公的扶助をコアとして存在している。しかし実際そのセーフティネットが機能不全を起こしている。最後のセーフティネットと言われる公的扶助に貧困層が一気に落ちてくる現在の構造では最後の砦の公的扶助が持続できないという議論が持ち上がっている。

橘木（2000）はセーフティネットの目的を以下の四つにまとめている。

第一に不確実に発生する不幸に対して被害をさけるか、不幸が起きてもその被害を最小にすること。第二に被害が起きた時の補償をあらかじめ準備しておくこと。第三に、セーフティネットがあることによって、人として勇気のある行動が期待できること。第四に、確実に発生すると予想される事象に対しても対策をあらかじめ準備しておくこと、としている。

またデメリットとして第一に安心感を持つだけに、かえってリスクを冒さない。第二にモラルハザードの発生、第三に制度の企画が複雑になり、負担をどうするのが論争点になるとしている³⁵⁾。

セーフティネットがカバーする範囲は広いものから狭い範囲のものまであり、その範囲は論者によって異なる。金子勝（2002）は「市場社会における市場の限界においてセーフティネットは不可欠である」³⁶⁾とした。セーフティネットは労働市場・土地市場・貨幣市場という本源的生産

要素の市場化に対して形成されたものであり、具体的には労働市場における年金・医療・失業などの社会保障制度、土地市場における公営住宅や家賃補助や住宅金融制度などの公的住宅制度や都市計画規制、貨幣市場における中央銀行の最後の貸し手機能や預金保険機構など広義のセーフティネット解釈の立場をとる³⁷⁾。橋木は広範囲の所得保障と福祉政策全般を含む広義の立場をとる。

大友（2004）は公的扶助をコアとしその周囲に第二の輪として所得保障・医療保障制度がとりまき、その外に第三の輪として金融・労働・土地及び住宅等の生活関連制度を置いている³⁸⁾。

貧困層が防貧機能を持たず、直線的に最下層に陥るのは広義のセーフティネットの機能不全によるものである。若年層の貧困は労働市場におけるセーフティネットが機能しないことから始まる。労働市場のセーフティネットは雇用の保障が第一である。第二は失業となった場合は雇用保険、労働災害の場合は労災保険法があり、本来は生活保障の役割を持ち機能するはずである。しかし、これらの制度は給付期間や給付額が不十分であり、十分な保障にはなっていない。もっと問題なのは、これらの保障が受けられるのは正規労働者であり、非正規雇用者は会社の雇用保険制度に入っていないのである。失業のリスクの高い不安定な就労層ほど失業給付を受けられない可能性が高く、失業のリスクの少ない人ほど失業給付を受ける資格を持つよう構造になっている。

第一のセーフティネットである雇用の安定性が低い人は第一のネットから落ちこぼれると雇用保険などの社会保険制度の第二のネットに引っかからない。結果として多くの不安定な就業形態をとる人は直線的に公的扶助のネットまで落ちてしまうのである。本来は第二のネットである社会保険制度において、国民健康保険は、生活保護世帯に属するものは適用除外となり、国民年金保険料は届出により全額免除となる。また、低所得層には国民健康保険では前年度の世帯所得が少ない場合は減額制度がある。国民年金では、前年の世帯所得が少ない場合は申請によって、全額免除、一部免除となる。しかし、国民健康保険や国民年金の場合は、保険料が労使折半である健康保険や厚生年金に比べて、加入者の保険料が高い³⁹⁾。従って非正規雇用者多くは社会保険に加入していない。

一方、第二のネットである社会保険費が増大し、国民、企業に対する費用負担が増大すると、労働意欲や貯蓄率が低下し、企業の国際競争力を弱め経済に悪影響を与えるという意見が強いのも事実である。1990年代以降、税と社会保険料を合わせた企業の公的負担の中でも、社会保険料負担は増大の一途をたどってきた。現在、日本の企業の社会保険料負担は既に税負担と匹敵する規模となっている。中長期的には高齢化の進行に伴い急速に増大する恐れがあると危惧されている。企業コスト削減のために労働市場の規制緩和をしたことが雇用制度の不安定化（失業のリスクと就労の機会の喪失等を招き）、それらがセットとなって社会保険の機能不全を起す結果となっている。

大友は「社会保険は公的扶助制度の予防機能をもっており、生活事故がダイレクトに生活保護制度に持ち込まれない方式を確立させることが必要である。つまり、最低生活保障（最後の砦）というコアのセーフティネットは、すべての市民を対象とする所得保障・医療保障制度である第

二のセーフティネットに防御される構造を作りだすことである」⁴⁰⁾としている。

若年の不安定就労層に対して、貧困防止機能の装置と枠組みを早期に作りだすことが必要である。非正規雇用者だけでなく、就労していないニート層も含んだ生活保障をどう捉えるかである。雇用保険の加入要件の緩和によって非正規雇用労働者の加入は増えるだろうが、就業経験のない人、新卒者なども含めた所得保障制度を視野に入れる必要があろう。しかし、手厚い所得保障制度に対するモラルハザードの問題もあり、若年の不安定な就労層、貧困層へのセーフティネットはナショナル・ミニマムの概念と合わせたシステムが必要であろう。稼動年齢層である若者の雇用を中心とする生活保障や社会参加をいかに可能にするかが求められている。

二極化社会では貧困ライン付近に大量の低所得階層が存在することが当然予測できるし、また、そこに滞留していることが問題なのである。生活保護基準を下げて、貧困ライン以下の絶対数を小さくするような、政策的に作り出される対象や基準は、ごまかしにすぎない。このようなごまかしではなくて、求められているものは、働く国民が「通常社会で当然とみなされている生活様式、慣習、社会活動から事実上締め出されないような生活」が保障できるナショナル・ミニマムの議論と、社会保障・税による再分配機能の強化や雇用・住宅などの生活関連制度とセットされた所得保障・医療保障制度が機能できることが必要であると考ええる。

【注】

- 1) ワーキングプア (working poor) は「一般に公的な貧困基準であるところの生活保護基準の水準と同等もしくはそれ以下の生活水準である働いている貧困者のこと。(『現代福祉レキシコン』(2003 雄山閣出版) デイヴィッド・K・シプラーの『ワーキング・プア』(2007 岩波書店) では、勤労貧民と訳されている。
- 2) ワーキングプアの所得は一般に働いても生活保護基準以下の所得であることとされている。例えば、若年単身者の生活保護費は、大都市〔東京を例にすると〕の場合、住宅扶助を入れて約160万円、15歳未満の子供二人の母子家庭世帯では、約270万円の生活保護費が支給される。一方、厚生労働省「全国母子世帯等調査結果」では2003年度母子世帯の平均年間就労収入は162万円、約7割の世帯が200万円未満の収入しかない。
- 3) ジョセフ・E・スティグリッツ著 鈴木主税訳2002『世界を不幸にしたグローバリズムの正体』(徳間書店) p.136
- 4) 橋本俊詔 (2006)『格差社会』岩波新書 p.15
- 5) 1986年の適用対象業務は13業務 (ソフトウェア開発、事務用機器操作、通訳・翻訳・速記、秘書、ファイリング、調査、財務処理、取引文書作成、デモンストレーション、添乗、建設物清掃、建築設備運転・点検・整備、案内・受付・駐車場管理等)
1996年には人材派遣を利用できる適用対象業務が専門的26業務に拡大された。
対象業務は以下の通り。ソフトウェア開発・保守 機械・設備設計 放送機器等操作 放送番組等演出 電子計算機等の事務用機器操作 通訳、翻訳、速記 秘書 文書・磁気テープ

等のファイリング 市場等調査・調査結果整理・分析 財務処理 契約書等取引文書作成
機械の性能・操作方法等に関するデモンストレーション 添乗 建築物清掃 建築設備運転、
点検、整備 案内、受付、駐車場管理等 化学に関する知識・応用技術を用いての研究開発
事業の実施体制の企画・立案 書籍等の制作・編集 商品・広告等デザイン インテリア
コーディネーター アナウンサー OA インストラクション テレマーケティング営業
セールスエンジニア営業 放送番組等における大・小道具

- 6) 対象業務が一部を除いて原則自由化された。それまでの「原則禁止、一部適用」という姿勢から、「原則自由、一部禁止」という姿勢へと大きく方向転換した。ただし、港湾運送・建築・警備・医療および製造業は認められていない。派遣期間は、新しい対象業務は1年、既存26業務は営業、販売職を除いて3年（営業、販売職は1年）
- 7) 欧州のホームレス支援機構である FEANTSA (the European Federation of National Organizations working with the Homeless) は日本のように野宿生活者に限定しないで、不安定な居住条件にある人を含む広義の概念を使用している。宿泊施設利用者、不安定な賃貸契約、違法契約立ち退きなどの追い立ての脅威、DVなどの暴力の脅威で住宅喪失の脅威に置かれている不安定な居住状態な人、適切な居住水準に満たない住宅や過密状態の住宅に住んでいる人までを含む。
- 8) 江口英一（1983年）『現代の低所得層（上）』未来社 p.6
- 9) Peter Townsend（1979）『Poverty in the United Kingdom』 p.31
- 10) 江口英一 前掲書 p.23
- 11) 江口英一 前掲書 p.33
- 12) 江口英一 前掲書 p.30
- 13) 江口英一（1983年）『現代の低所得層（下）』未来社 p.497（p.492表9-28「不安定就業」階層の構成と推移）として貧困階層析出と推移を分析している。
- 14) 江口英一 前掲書（下） p.493
- 15) 「社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告」（1962年 社会保障制度審議会）
- 16) 『建設業ハンドブック2008』（社団法人 日本建設業団体連合会） p.6
- 17) 対象：派遣労働者あるいは最近派遣就労していた人 時期：2006年1月8日～2006年3月31日
方法：主にインターネットからの回答（郵送、FAXでも受付）件数：445件（主にインターネットによる回答）
- 18) NPO 法人派遣労働ネットワーク（2006）『派遣スタッフアンケート2006』
- 19) 総務省統計局（2005）『平成16年全国消費生活実態調査』24-5
- 20) 岩田正美・濱本知寿香2003『現代女性の生活意識の不安 消費生活に関するパネル調査—平成13年度版—（第8年度）』「階層帰属意識のダイナミクス—パネルデータでみた生活程度意識の変化とその評価基準」家計経済研究所

- 21) 1980年以降、ヨーロッパを中心に新しい貧困を説明する概念として社会的排除がある。アメリカでは社会的排除はアンダークラスとして使用されることが多い。(出典社会保障・社会福祉大辞典2004 旬報社) アジット・S・バラフレデリック・ラペール 2004『グローバル化と社会的排除』において、ヨーロッパの社会的排除より物質主義的で個人主義であると指摘している。
- 22) 資料出所 総務省統計局『労働力調査』より厚生労働省労働政策担当参事官室にて試算
(注) 求職理由別若年失業率(男女計、15~34歳) = 求職理由別若年失業率 / 若年労働力人口
- 23) 熊沢誠2006年『若者が働くとき』ミネルヴァ書房 p.39-53
- 24) 平成15年『国民生活白書』
- 25) 平成15年『国民生活白書』
<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/whitepaper/h15/honbun/html/15224040.html> (2008.11.13)
- 26) 厚生労働省『平成13年雇用動向調査結果の概要』
- 27) 玄田有史 (2007) 「若年無業の経済学的再検討」『日本労働研究雑誌 Na567』
- 28) 熊沢誠 前掲書 p.55
- 29) 平成17年『労働経済白書(労働経済の分析)』 p.27
- 30) 内閣府 2004年『若年無業者に関する調査(中間報告)』
- 31) 玄田有史前掲書 p.109
- 32) 宮本みち子2008「成人期への移行」政策と若年者支援『福祉政策の理論と検証』中央法規 p.159
- 33) 江口英一 前掲書 p.30
- 34) 江口英一 前掲書 p.150
- 35) 橋本詔昭 2000年『セーフティネットの経済学』日本経済新聞社 pp.19-21
- 36) 資本主義経済においては、土地・労働・貨幣的資本という本源的生産要素が商品化される(所有権の設定)。しかし本源的生産要素は市場化になじまない。つまり市場化になじまない本源的生産要素を市場化することは成立と同時に市場の限界を抱えている。それゆえセーフティネットとそれに連結したルールや制度が必要となるのであると金子は主張している。(金子勝『セーフティネットの政治経済学』2002年 ちくま新書 2002年 p.92)
- 37) 金子勝 2002『セーフティネットの政治経済学』ちくま新書 p.58
- 38) 大友信勝 2004「セーフティネットの社会福祉学」窪田暁子・高城和義『福祉の人間学』勁草書房 p.199
- 39) 2008年度国民年金保険料は、月額14,410円
- 40) 大友信勝 前掲書 pp.200-201

【参考文献】

岩田正美 (2006.3) 「バスに鍵がかかってしまったか?」『思想3月』岩波書店

- 岩田正美 (2007) 『現代の貧困』 ちくま新書
- 江口英一 (1983) 『現代の低所得層 (上)、(中)、(下)』 未来社
- 大友信勝 (2004) 「セーフティネットの社会福祉学」 窪田暁子・高城和義 『福祉の人間学』 勁草書房
- 金子勝 (2002) 『セーフティネットの政治経済学』 ちくま新書
- 熊沢誠 (2006) 『若者が働くとき』 ミネルヴァ書房
- 玄田有史 (2007) 「若年無業の経済学的再検討」 『日本労働研究雑誌 Na567』
- 『建設業ハンドブック2008』 (社団法人 日本建設業団体連合会)
- ジョセフ・E・スティグリッツ著 (2002) 鈴木主税訳 『世界を不幸にしたグローバリズムの正体』 徳間書店
- 後藤道夫 (2007) 『格差社会と戦う』 青木書店
- 橘木俊詔 (2006) 『格差社会』 岩波新書
- 橘木昭昭 (2000) 『セーフティネットの経済学』 日本経済新聞社
- デイヴィッド・K・シプラー (2007) 『ワーキング・プア』 (=2007 森岡孝二 川上博 肥田美佐子訳) 岩波書店
- 中野麻美 (2006) 『労働ダンピング』 岩波新書
- 広井良典 (2006) 『持続可能な福祉社会』 ちくま書房
- 宮本みちこ (2008) 「成人期への移行」 政策と若年者支援」 日本社会福祉学会編 『福祉政策理論の検証と展望』 中央法規
- 宮本みち子 (2008) 「若者施策の展開」 『思想3月』 岩波書店
- 脇田滋・井上英夫・木下秀雄編 (2008) 『若者の雇用・社会保障』 日本評論社
- Peter Townsend (1979) 『Poverty in the United Kingdom』